

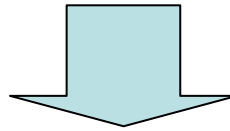
個人情報保護法における 「認定個人情報保護団体」制度の概要

平成17年4月

商務情報政策局情報経済課

1. 認定個人情報保護団体制度の目的

- ◆ 個人情報保護法の基本理念の実現のためには、各個人情報取扱事業者が実情に応じた適正な取扱いを確保するための自発的な取組が不可欠
- ◆ そのような取組を支援する民間団体(法人格の有無は問わない)の役割が非常に重要



2. 認定制度の概要

- ◆ 当該分野()において活動を行う団体を主務大臣が認定することにより、当該団体を支援する制度
- 具体的には、主に、
- ◆ 苦情処理：事業者自身による苦情処理を基本としつつ、産業界の実情も把握している第三者機関的立場からの民間団体における苦情処理機能に期待
 - ◆ 情報提供：業界の実務を踏まえた、より具体的なガイドラインやQ & Aによる傘下の各事業者への適切な情報提供に期待

3. 認定の対象となる業務(個人情報保護法第37条)

◆ 業務の対象となる事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理 (第1項第1号)

* 顧客本人等から苦情解決の申し出があったときは事業者に迅速な解決を求めなければならない(法第42条第1項)

◆ 個人情報保護指針の作成・公表など、個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供 (第1項第2号)

◆ その他、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務 (第1項第3号)

4. 対象事業者の公表(法第41条)

◆ 認定団体の構成員又は認定業務の対象となることについて同意を得た事業者の公表

5. 努力義務(法第43条)

◆ 個人情報保護指針(対象事業者の個人情報の適正な取扱い確保のための法律に沿った指針)の作成・公表 (第1項)

◆ 対象事業者に個人情報保護指針を遵守させるための必要な指導・勧告等 (第2項)

6. 認定基準(法第39条)

- ◆ 認定業務(苦情処理・情報提供等)を適正かつ確実にを行うため必要な業務の実施方法が定められていること(第1号)。
- ◆ 認定業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有すること(第2号)。
- ◆ 認定業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって認定業務が不公正になるおそれがないこと(第3号)。

7. 団体の信頼性を確保するために (法第44条~)

- ◆ 業務の実施に際して知り得た情報の目的外利用の禁止(第44条)
- ◆ 認定団体でない団体による名称の使用制限(第45条)
- ◆ 主務大臣による報告の徴収、改善命令、認定の取消し(第46条~第48条)

8. 認定制度の効果

認定個人情報保護団体にとっては

- ◆ 業務の信頼性が確保される。
- ◆ 個人情報の適正な取扱いを確保している業界であることについて、国民から一定の信頼を得ることができる。

対象事業者にとっては

- ◆ 苦情処理において、認定個人情報保護団体が第三者機関として関与することで迅速・円滑な解決が期待できる。
- ◆ 認定個人情報保護団体による適切な情報提供によって、対象事業者における一層の個人情報保護のための取組が促進されるようになる。

顧客等の個人にとっては

- ◆ 苦情処理において、認定個人情報保護団体が第三者機関として関与することで迅速・円滑な解決が期待できる。
- ◆ 当該業界において、個人情報の適正な取扱いの確保が期待できる。

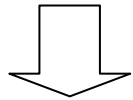
主務大臣

認定・報告徴収・命令
・認定取消

認定個人情報保護団体

< 業務内容 >

- (1) 苦情の処理
- (2) 対象事業者への情報の提供
- (3) (1)(2)の他必要な業務(例: 苦情対応者の研修)
- (4) 個人情報保護指針の作成・公表
- (5) 当該指針を遵守させるための指導・勧告等
- (6) 対象事業者の氏名又は名称の公表



団体の構成員全体

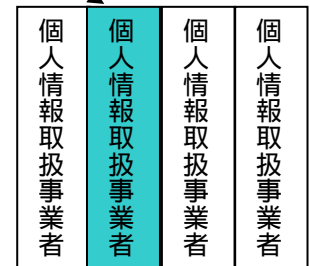
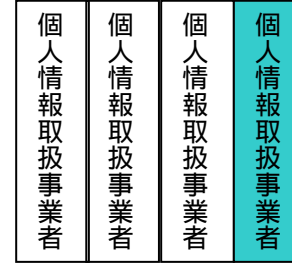
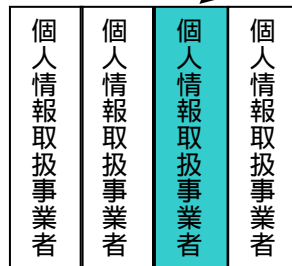



対象となることに同意した事業者

業

業

××業



 = 業務の対象となる「対象事業者」

